

平成27年度 第2回 水戸市双葉台市民センター 運 営 審 議 会

日 時 平成28年3月4日(金)
午後3時から
場 所 水戸市双葉台市民センター

次 第

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 議 事
 - (1) 報告事項
 - ① 平成27年度市民センター事業実施状況について
 - ② 平成27年度市民センター利用状況について
 - (2) 協議事項
 - ① 平成28年度双葉台市民センター事業計画(案)について
- 4 その他
- 5 閉 会

水戸市双葉台市民センター運営審議会委員名簿

任期：平成26年4月1日～平成28年3月31日

氏 名	住 所	電 話	備 考
よし の たかし 吉 野 孝			双葉台地区住民の会長
ふし み キイ子 伏 見 キイ子			双葉台女性会長
しま ひろ こ子 鷹 裕 子			双葉台地区住民の会幹事
くり た さだ みち道 栗 田 定 道			水戸市社会福祉協議会 双葉台支部長
みや た かず たか貴 宮 田 和 貴			元高等学校教諭
ぬま た ゆういちろう 沼 田 祐一郎			双葉台小学校長

報告事項

平成27年度 市民センター事業実施状況について

1 定期講座

(1) 教室

講座名	講師名	開催日	募集人員	活動人員	備考
書道	小林 一風	第2・4 (月)	20名	16名	
コーラス	深見 ゆかり	第2・4 (火)	30名	22名	
ちぎり絵	為我井 正明	第1・3 (水)	20名	11名	
艶歌カラオケ	菊池 洋行	第2・4 (水)	25名	15名	
着付 (装道)	金沢 弘子	第2・4 (金)	20名	20名	
男の料理	庵原 美栄子	第4 (土)	24名	18名	
健康ストレッチ	関根 寿江	第1・3 (火)	30名	33名	

(2) 教養講座

講座名	講師名	開催日	募集人員	活動人員	備考
手話教室	川野辺 愛子	第2・4 (土)	15名	10名	
手話クラブ	田森 邦男	第1・3 (水)	10名	5名	

(3) クラブ

講座名	講師名	開催日	募集人員	活動人員	備考
フレッシュヨーガ	勝田 春江	第1・3 (月)	3名	25名	
太極拳	高橋 英子	第1・3 (月)	5名	34名	
絵画 (水彩画)	篠原 洋	第2・4 (月)	5名	10名	
とんぼ玉	北村 いづみ	第1・3 (木)	10名	6名	
エアロビクス	藤来 真人	第1・3 (金)	10名	17名	
絵てがみ	茅根 啓子	第2・4 (金)	10名	15名	
英会話	Jeffrey Gossen	第2・4 (土)	3名	17名	
囲碁 (経験者)	講師 なし	第2・4 (日)	5名	48名	
ふたばウォーキング	菅原 利満	第2 (水)・第4 (日)	20名	64名	
陶芸	講師 なし	第1・3 (火)	1名	17名	
ヨーガ	勝田 春江	第2・4 (月)	3名	23名	

2 教養講座

(1) 高齢者学級

回	期 日			内 容	講 師 名	参加人員
	6月	2日	(火)	高齢者学級打合せ会議	高齢者クラブ連合会役員	4名
1	6月	30日	(火)	講 話 「さくら前線おはなしの国」	友部 貴恵 生田 則子	42名
2	7月	10日	(金)	講 話 交通安全教室	水戸市市民協働部 地域安全課職員	40名
3	9月	16日	(水)	音楽演奏会 (茨城県警察音楽隊)	鬼怒川氾濫のため中止	
4	10月	14日	(水)	講 話 火災教室	水戸市消防本部 火災予防課職員	41名
5	11月	26日	(木)	移動学習 「ミヤト製菓かりんとう工場見学と古河市方面」		42名

(2) レディースセミナー

回	期 日			内 容	講 師 名	参加人員
	5月	9日	(土)	レディースセミナー打合せ会議	女性会役員	22名
1	6月	30日	(月)	講話・実技 「セルフマツザージ&メイク術」	フェイシャル・エステシャン 須能 雅子	29名
2	7月	13日	(月)	講話 「上手な介護保険の使い方」	(株)ケアファクトリー 代表取締役 能本 守康	34名
3	8月	10日	(月)	健康講座 「笑いヨガ」	笑いヨガ 講師 佐々木 俊明	48名
4	9月	30日	(火)	移動学習 「牛久市方面」	日本初のクリスタルガラス工場 及び重要文化財見学と学習	42名
5	10月	20日	(月)	料理講習会 「デトックス野菜料理」	ローフードマスター 関 るみ子	24名

(3) 夏休み子ども(ワクワク)教室

回	期 日			内 容	講 師 名	参加人員	
1	7月	25日	(土)	親と子の料理教室 「卵を使っているいろいろな料理を作ろう」	双葉台地区食生活改善推進員	子 16名 親 11名	
2	7月	30日	(木)	おもしろ理科教室 「ドクター・ナダレンジャーの 自然災害科学実験教室」	理学博士 納口 恭明	子 40名 親 15名	
3	7月	23日	(木)	将棋教室 (午後1時から3時)	日本棋院連盟公認 将棋普及指導員6段 関 光 雄	26名	
		30日	(木)			26名	
	8月	6日	(木)			25名	
		20日	(木)			25名	
4	7月	28日	(火)	絵画教室(午前の部 低学年)	小 瀬 勝 彦	26名	
		29日	(水)			26名	
	8月	4日	(火)			絵画教室(午前の部 高学年)	29名
		5日	(水)				25名

(4) 4地区市民センター交流事業

期 日			内 容	講 師 名	参加人員
1月	24日	(日)	子ども親睦交流将棋大会 (常磐・石川・堀原・双葉台市民センター)	日本棋院連盟公認 将棋普及指導員6段 関 光 雄	20名

(5) ふれあい学級(双葉台保育所との共催事業)

回	期 日			内 容	講 師 名	参加人員
1	5月	30日	(土)	親子ふれあい体操	1級幼児体操指導者 小貫 由美	子 25名 親 22名
2	1月	30日	(土)	親子ふれあいコンサート	水戸ユース ・ウインド・オーケストラ	子 44名 親 58名

(6) 伝統民芸講座

期 日			内 容	講 師 名	参加人員
12月	15日	(火)	しめ飾り作り	栗 田 定 道	16名

(7) 双葉台地区新春水戸郷土かるた大会

期 日			内 容	講 師 名	参加人員
1月	31日	(日)	第37回水戸郷土かるた 双葉台学区大会	主催 双葉台学区 子ども会育成連合会	25チーム 120名

(8) 郷土史講座

期 日			内 容	参加人員
6月	10日	(水)	ツムラ漢方記念館と水郷潮来史跡めぐり	41名

(9) 市民センター文化展

期 日			内 容	講 師 名	参加人員
2月	13日	(土)	活動団体の作品展示・発表	主催：文化展実行委員会 ◇参加団体 展示の部 12団体 作品展示 6団体 活動写真展示 6団体 発表の部 20団体 ◇協賛団体 11団体	延人数 2,250名
	14日	(日)			

(10) 成人講座

期 日			内 容	講 師 名	参加人員
1月	25日	(月)	大人が学ぶ塗り絵教室	大人の塗り絵インストラクター 立柳 幸子	21名
3月	2日	(水)	健康で、元気にイキイキと暮らすために シルバーリハビリ体操をやってみよう	茨城県立健康プラザ管理者 医学博士 大田 仁史先生	103名

3 関連事業

(1) ふれあいフェア in 双葉台

期 日			内 容	参加人員
11月	14日	(土)	○特別出演 双葉台中学校吹奏楽部 水戸啓明高等学校BIG・BAND部 ○模擬店コーナー ○遊びのコーナー ○ビンゴゲーム ○展示即売会 (福祉団体のパン・野菜販売) ○バザー	1,800名

(2) いきいき健康クラブ

期 日	内 容	講 師 名	活動人数
第1・3火曜日	軽い体操やゲーム	保健推進委員	62名

(3) 元気アップ・ステップ運動教室

期 日	内 容	参加人員
毎週木曜日	元気アップ・ステップ運動教室	12名

(4) 子育て広場

期 日	内 容	参加人員
第1～第4 木曜日	子育て交流支援事業 (親子の集い・交流) ※特別イベント開催 ○5月 兜作り ○7月 七夕会 ○12月 クリスマス会 主催：双葉台地区住民の会 共催：双葉台女性会	1月末現在 登録者 (子) 93名 (親) 104名 1,108名 (子) 612名 (親) 496名

報告事項

平成27年度 市民センター利用状況について

【団体別利用状況】

区分	市民センター		社会教育団体		市・県		その他		合計	
	月	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数
4	13	242	27	396	13	306	107	1,414	160	2,358
5	34	608	19	343	15	373	85	1,014	153	2,338
6	41	698	28	362	16	442	107	1,244	192	2,746
7	46	984	20	358	18	497	97	1,246	181	3,085
8	10	288	26	679	15	311	91	1,039	142	2,317
9	34	494	24	488	20	506	95	1,179	173	2,667
10	32	518	22	283	22	3,256	92	1,091	168	5,148
11	37	2,277	22	344	13	280	98	1,095	170	3,996
12	42	677	26	416	20	520	89	1,028	177	2,641
1	42	884	20	615	20	496	93	1,123	175	3,118
2									0	0
3										
合計 4~1月	331	7,670	234	4,284	172	6,987	954	11,473	1,691	30,414
26年度 4~1月	311	5,512	219	5,032	168	6,238	1,031	12,952	1,941	34,874
比較	20	2,158	15	△ 748	4	749	△ 77	△ 1,479	△ 250	△ 4,460

【図書利用状況】

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計	26年度 4月~1月	比較
利用 人員	31	35	29	41	30	20	20	24	17	11			258	274	△16
利用 冊数	72	56	70	66	52	62	73	54	60	89			654	645	9

【部屋別利用状況】

月		ホール	会議室	和室	調理室	図書室	合計
4	件数	59	72	27	2		160
	人員	969	989	349	20	31	2,358
5	件数	59	64	27	3		153
	人員	1,047	863	356	37	35	2,338
6	件数	63	92	36	1		192
	人員	1,206	1,029	466	16	29	2,746
7	件数	68	71	36	2		177
	人員	1,460	990	481	25	41	2,997
8	件数	57	58	25	4		144
	人員	980	910	345	49	30	2,314
9	件数	61	72	31	2		166
	人員	1,154	1,090	378	25	20	2,667
10	件数	64	69	31	4		168
	人員	1,769	2,232	1,044	83	20	5,148
11	件数	63	67	34	6		170
	人員	2,332	1,083	418	139	24	3,996
12	件数	62	65	42	8		177
	人員	1,207	778	528	111	17	2,641
1	件数	67	70	36	2		175
	人員	1,449	1,054	582	22	11	3,118
2	件数						0
	人員						0
3	件数						0
	人員						0
合計 4~1月	件数	623	700	325	34		1,682
	人員	13,573	11,018	4,947	527	258	30,323
26年度4~1月 合計	件数	671	712	309	37		1,729
	人員	13,090	10,148	4,788	556	274	28,856
比較	件数	△ 48	△ 12	16	△ 3		△ 47
	人員	483	870	159	△ 29	△ 16	1,467

協議事項

平成28年度 市民センター事業計画（案）について

1 定期講座

- (1) 募集期間 4月12日（火）～4月19日（火）
 (2) 応募内容 別紙「定期講座応募状況一覧」参照

2 教養講座

(1) 高齢者学級

回	期 日		内 容	講 師 名	募集人員
	5月	中旬	高齢者学級打合せ会議	高齢者クラブ連合会役員	
1	7月	下旬	講 話 内容未定		100名
2	9月	中旬	講 話 内容未定		100名
3	10月	中旬	芸術（芸能）鑑賞会 内容未定		100名
4	11月	初旬	講 話 内容未定		100名
5	11月	中旬	移動学習 内容未定		45名

(2) レディースセミナー

回	期 日		内 容	講 師 名	募集人員
	4月	中旬	レディースセミナー打合せ会議	女性会役員	
1	6月	下旬	健康・料理・ものづくり等 講習会・移動学習を予定		
2	7月	下旬			
3	8月	上旬			
4	9月	中旬			
5	10月	下旬			

(3) 夏休み子ども（ワクワク）教室

回	期 日		内 容	講 師 名	募集人員
1	7月	下旬	親と子の料理教室	双葉台地区食生活改善推進員	親 子 12組
2	7月	下旬	おもしろ理科教室	未 定	50名
3	7月	下旬	絵画教室（午前中 低学年）	茨城県芸術祭美術展覧会委員 小瀬 勝彦	各30名
	8月	月上旬	絵画教室（午前中 高学年）		
4	7月 ～ 8月	4回予定	将棋教室	日本棋院連盟公認 将棋普及指導員6段 関 光雄	40名

(4) 4地区市民センター交流事業

期 日		内 容	講 師 名	募集人員
1月	中旬	子ども親睦交流将棋大会 (常盤・石川・塙原・双葉台市民センター)	日本棋院連盟公認 将棋普及指導員6段 関 光雄	40名

(5) ふれあい学級（双葉台保育所共催事業）

回	期 日			内 容	講 師 名	対 象
1	5月	28日	(土)	親子ふれあい体操	1級幼児体操指導者 小貫 由美	年中・年 長児親子
2	1月	28日	(土)	親子ふれあいコンサート	水戸ユース ウインドオーケストラ	入所児 全 員

(6) 伝統民芸講座

期 日			内 容	講 師 名	募集人員
12月	26日	(月)	しめ飾り作り	栗 田 定 道	25名

(7) 双葉台地区新春水戸郷土かるた大会

期 日			内 容	講 師 名	対 象
1月	15日	(日)	第38回水戸郷土かるた 双葉台学区大会	主催 双葉台学区 子ども会育成連合会	全児童

(8) 郷土史講座

期 日		内 容	講 師 名	募集人員
6月		移動学習 未定		45名
		講演会 未定		

(9) 市民センター文化展

期 日		内 容	講 師 名	参加人員
2月	11日 (土)	活動団体の作品展示・発表	主催：文化展実行委員会	約2,250名 (前年度)
	12日 (日)			

3 関連事業

期 日		講座 (事業名)	備 考
4月～3月 月4回開催		子育て交流支援事業 「子育て広場」	主催：双葉台女性会 共催：双葉台地区住民の会
4月～3月 月2回開催		いきいき健康体操	双葉台地区保健推進員
4月～3月		元気アップ・ステップ運動教室	水戸市保健センター事業
11月	19日 (土)	ふれあいフェアin双葉台	主催：双葉台地区住民の会
2月	11日 (土)	文化事業 「コンサート又は講演会」	主催：双葉台地区住民の会



平成28年度 双葉台市民センター



定期講座受講生募集

申込期間 4月12日(火)～19日(火)

月曜～金曜 午前9時～午後5時まで(土曜は正午まで)

申込方法 直接市民センターへ本人がお申込みください。

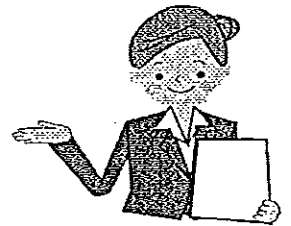
・電話やファクスでのお申込みは、受け付けません。

会費 各講座とも開講日に年会費を納入してください。

・原則として会費の返金はありません。

・教材費や食材費は、別途負担になります。

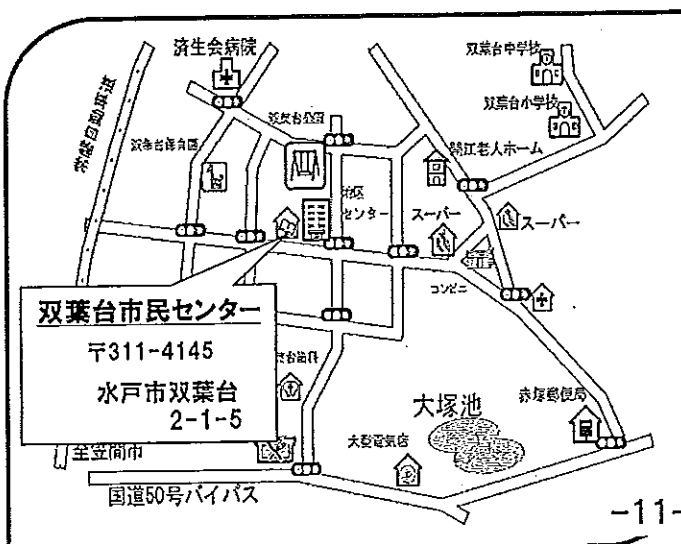
・定員に満たない場合は、開講しない場合もあります。



各種講座のお知らせ

☆今年度も、高齢者学級・レディースセミナー・夏休み子ども教室・郷土史講座・しめ飾り作り教室など開催予定です。

※開催内容については、回覧等でお知らせします。



問い合わせ・申込み先
水戸市双葉台市民センター

TEL・FAX

251-3991



【教室】 初心者対象

講座名	開催日	時間	場所	年会費	募集人数	講師名(敬称略)	開講日
書道	第2・4(月)	13:30~15:30	大会議室	8,000	20名	小林 一風	5/9
コーラス	第2・4(火)	13:00~14:50	ホール	10,000	30名	深見 ゆかり	5/10
ちぎり絵	第1・3(水)	9:30~11:30	大会議室	8,000	20名	為我井 正明	5/18
艶歌カラオケ	第2・4(水)	19:00~21:00	大会議室	10,000	25名	菊池洋行音楽事務所	5/11
着付(装道)	第2・4(金)	10:00~12:00	和室	10,000	20名	金沢 弘子	5/13
男の料理	第4(土)	9:00~12:00	調理室	6,000	24名	庵原 美栄子	5/28
レディースストレッチ	第2・4(水)	10:00~12:00	ホール	7,000	25名	関根 寿江	5/11
大人が学ぶぬり絵	第1・3(水)	13:30~15:30	大会議室	6,000	24名	岩淵 幸子	5/18

【子供教室】

子供将棋教室	第1・3(土)	13:30~15:30	和室	500	20名	和田 肩羊	5/7
--------	---------	-------------	----	-----	-----	-------	-----

【クラブ】 自主運営・初心者可

講座名	開催日	時間	場所	年会費	募集人員	講師名(敬称略)	開講日
健康ストレッチ	第1・3(火)	15:00~16:50	ホール	7,000	3名	関根 寿江	5/17
フレッシュヨガ	第1・3(月)	10:00~12:00	和室	8,000	2名	林 弥登美	5/2
ヨガ	第2・4(月)	10:00~12:00	和室	8,000	3名	林 弥登美	5/9
太極拳	第1・3(月)	10:00~12:00	ホール	5,000	15名	高橋 英子	5/2
絵画(水彩画)	第2・4(月)	10:00~12:00	小会議室	10,000	5名	篠原 洋	5/9
とんぼ玉	第1・3(木)	13:30~16:30	大会議室	10,000	10名	北村 いずみ	5/12
エアロビクス	第1・3(金)	10:00~12:00	ホール	10,000	10名	藤来 真人	5/6
絵てがみ	第2・4(金)	10:00~12:00	大会議室	8,000	9名	茅根 啓子	5/13
英会話	第2・4(土)	14:00~16:00	小会議室	10,000	5名	Jeffrey Gossen	5/14
囲碁(経験者のみ)	第2・4(日)	10:00~16:00	和室	2,500	5名	講師なし	5/8
ふたばウォーキング	第2(水)	8:30~11:00	センター外	2,000	20名	菅原 利満	5/11
	第4(日)	8:30~午後					
陶芸(経験者のみ)	第1・3(火)	9:00~3:00	小会議室	5,000	1名	講師なし	5/10

【教養講座】

講座名	開催日	時間	場所	年会費	募集人員	講師名(敬称略)	開催日
手話クラブ	第1・3(水)	18:30~20:30	小会議室	10,000	10名	田森 邦男	5/18
手話教室	第2・4(土)	14:00~16:00	大会議室	10,000	10名	川野辺 愛子	5/14

-----き り と り-----

平成28年度 双葉台市民センター 定期講座申込書

教室名・クラブ名	氏名	住所	電話番号

○水戸市市民センター条例

平成 21 年 9 月 29 日

水戸市条例第 33 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、市民センターの設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 市民と行政との協働により、地域におけるコミュニティ活動及び生涯学習活動を推進するため、市民センターを別表のとおり設置する。

(事業)

第 3 条 前条に規定する市民センター(以下「センター」という。)は、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 地域コミュニティ活動の支援に関すること。
- (2) 生涯学習活動の推進に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、設置目的の達成に必要な事業に関すること。

(使用の許可)

第 4 条 センターを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、また、同様とする。

- 2 市長は、管理上必要があると認めるときは、前項の規定による許可に条件を付すことができる。

(使用の不許可)

第 5 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、センターの使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 営利を目的として施設を使用するおそれがあるとき。
- (4) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙について特定の候補者を支持するおそれがあるとき。
- (5) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援するおそれがあるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。

(権利譲渡等の禁止)

第6条 第4条第1項の規定により使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、許可を受けた目的以外にセンターを使用し、又はその使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用の許可の取消し等)

第7条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは制限することができる。この場合において、使用者に損害が生ずることがあっても、市長は、その責めを負わない。

- (1) 第5条各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 許可の条件に違反したとき。
- (3) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(原状回復等)

第8条 使用者は、その使用を終わったとき、又は前条の規定により使用することができなくなったときは、自己の費用をもって直ちに整備し、原状に復さなければならない。

- 2 使用者が前項の規定による義務を履行しないときは、市長において自らこれを執行し、その費用を使用者から徴収する。

(損害賠償等)

第9条 故意又は過失により施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に復し、又は市長が定める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(市民センター運営審議会)

第10条 センターの運営等に関する事項について、市長又は水戸市教育委員会の諮問に応じて審議するため、センターごとに市民センター運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織等)

第11条 審議会は、市民活動団体の役職員、学校教育、社会教育及び家庭教育の関係者並びに学識経験者のうちから、市長が委嘱する6人以内の委員をもって組織する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 審議会に、委員の互選により会長及び副会長を置く。
- 4 会長は、審議会の会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 12 条 審議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の 2 分の 1 以上の出席がなければ開くことができないものとし、審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 13 条 審議会の庶務は、市民協働部において行う。

(平 27 条例 9・一部改正)

(委任)

第 14 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 10 条から第 13 条までの規定は平成 21 年 12 月 1 日から、次項の規定は公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日以後のセンターの使用の許可は、同日前においても、第 4 条の規定の例により行うことができる。

付 則(平成 22 年 3 月 24 日条例第 13 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日以後の水戸市五軒市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

付 則(平成 23 年 3 月 25 日条例第 9 号)

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 23 年 7 月 12 日条例第 25 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 23 年 9 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、同年 8 月 1 日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日以後の水戸市常磐市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

付 則(平成 26 年 6 月 30 日条例第 36 号)

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 公布の日

(2) 別表水戸市見和市民センターの項の改正規定 平成 26 年 7 月 1 日

(3) 別表水戸市上大野市民センターの項の改正規定 平成 26 年 10 月 1 日

(準備行為)

2 前項第 2 号に定める日以後の水戸市見和市民センターの使用及び同項第 3 号に定める日以後の水戸市上大野市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、これらの日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

付 則(平成 27 年 3 月 24 日条例第 9 号)

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第2条関係)

(平 22 条例 13・平 23 条例 9・平 23 条例 25・平 26 条例 36・一部改正)

名称	位置
水戸市三の丸市民センター	水戸市三の丸1丁目6番60号
水戸市五軒市民センター	水戸市五軒町1丁目2番12号
水戸市新荘市民センター	水戸市新荘2丁目11番2号
水戸市城東市民センター	水戸市城東3丁目1番47号
水戸市竹隈市民センター	水戸市柳町2丁目5番8号
水戸市常磐市民センター	水戸市西原1丁目3番12号
水戸市緑岡市民センター	水戸市見川町2563番地
水戸市寿市民センター	水戸市平須町1636番地
水戸市上大野市民センター	水戸市吉沼町1768番地の2
水戸市柳河市民センター	水戸市柳河町673番地の1
水戸市渡里市民センター	水戸市堀町466番地の7
水戸市吉田市民センター	水戸市元吉田町1736番地の5
水戸市酒門市民センター	水戸市酒門町1374番地の6
水戸市石川市民センター	水戸市石川2丁目4243番地
水戸市飯富市民センター	水戸市飯富町4449番地の8
水戸市国田市民センター	水戸市下国井町1212番地の4
水戸市桜川市民センター	水戸市河和田町2894番地の4
水戸市上中妻市民センター	水戸市大塚町1157番地の1
水戸市山根市民センター	水戸市全隈町78番地の1
水戸市見川市民センター	水戸市見川2丁目179番地の1
水戸市千波市民センター	水戸市千波町1396番地の4
水戸市見和市民センター	水戸市見和2丁目224番地の1
水戸市双葉台市民センター	水戸市双葉台2丁目1番地の5
水戸市笠原市民センター	水戸市笠原町358番地の5
水戸市赤塚市民センター	水戸市河和田3丁目2329番地の3
水戸市吉沢市民センター	水戸市吉沢町243番地の3
水戸市堀原市民センター	水戸市新原1丁目9番16号
水戸市下大野市民センター	水戸市下大野町6094番地の1
水戸市稲荷第一市民センター	水戸市大串町961番地の1
水戸市稲荷第二市民センター	水戸市栗崎町1695番地の4
水戸市大場市民センター	水戸市大場町2283番地の1

○水戸市市民センター条例施行規則

平成 22 年 3 月 30 日
水戸市規則第 14 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、水戸市市民センター条例(平成 21 年水戸市条例第 33 号。以下「条例」という。)第 14 条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(使用時間)

第 2 条 水戸市市民センター(以下「センター」という。)の使用時間は、午前 8 時 30 分から午後 10 時までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、使用時間を変更することができる。

(利用)

第 3 条 センターは、管理上支障がある場合を除き、年間を通して利用に供することとする。

(使用許可の申請)

第 4 条 条例第 4 条第 1 項の規定によりセンターの使用の許可を受けようとする者は、使用日の 1 月前の日の属する月の初日から使用日の 3 日前までに、市民センター使用許可申請書(様式第 1 号)を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があるとき、この限りでない。

- 2 市長は、前項の規定による申請を許可したときは、市民センター使用許可書(様式第 2 号。以下「使用許可書」という。)を交付する。

(使用期間の制限)

第 5 条 センターの使用は、引き続き 3 日を超えることができない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(許可に係る事項の変更等)

第 6 条 センターの使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、許可に係る事項の変更又は取消しをしようとするときは、使用日の 3 日前までに市民センター使用変更(取消)申請書(様式第 3 号)に使用許可書を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、直ちに審査してその適否を決定し、市民センター使用変更(取消)許可書(様式第 4 号)を交付する。

(使用許可の取消し等)

第 7 条 市長は、条例第 7 条の規定により使用の許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは制限するときは、市民センター使用許可取消等通知書(様式第 5 号)を交付する。

(遵守事項)

第8条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された施設以外の施設を使用しないこと。
- (2) 施設に設備を付加し、又は設置しないこと。
- (3) 使用する施設の定員を超えて使用しないこと。
- (4) 物品の販売、寄付金の募集等を行わないこと。ただし、許可を得た場合を除く。
- (5) 火気を使用しないこと。ただし、許可を得た場合を除く。
- (6) 壁、柱、扉等に張り紙、くぎ打ち等をしないこと。ただし、許可を得た場合を除く。
- (7) 広告その他これに類するものを掲示しないこと。ただし、許可を得た場合を除く。
- (8) 危険物及び他人に迷惑となる物を持ち込まないこと。
- (9) 定められた場所以外の場所で喫煙又は飲食をしないこと。
- (10) 飲酒をしないこと。
- (11) 騒音、怒声等を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (12) 使用後は、施設の清掃を行うこと。
- (13) その他センターの職員の指示に従うこと。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。